

商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する商用水素ステーション整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び商用水素ステーション整備支援事業実施要綱（平成31（2019）年4月1日付け環森政第2号環境森林部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	対象経費	補助率又は補助額	交付の相手方
商用水素ステーション整備支援事業費補助金	商用水素ステーションの整備により、水素社会の実現に向けた燃料電池自動車の普及を促進することを目的とする	県内における商用水素ステーションの整備（不特定多数の者が利用できるものに限る。）	要綱第6条に定める経費	4分の1以内（ただし、補助金の上限額は水素供給能力※による。） ※300 Nm ³ /h未満の場合： 50,000千円/件 300 Nm ³ /h以上の場合： 100,000千円/件	栃木県内に商用水素ステーションを整備する法人及び個人事業主

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、別表第1に定めるところによる。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(事業着手時期)

第5条 補助金に係る事業に着手する時期は、交付決定の通知を受けた後とする。

但し、既に経済産業省補助金の交付決定を受けている場合には、経済産業省からの交付決定を受けた後、かつ、当該補助金に係る範囲内に限り、事前着手できるものとする。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の変更又は廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 事業計画の補助対象経費の20%以上の変更（事業費の増額を伴わないもの）

(変更の承認)

第7条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、速やかに変更承認申請書（様式第2）1部を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認)

第8条 第4条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第3）1部を知事に提出しなければならない。

(事業の遅延等の報告)

第9条 第4条第3号の規定に基づく報告を行う場合には、遅延等報告書（様式第4）1部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき 書類の名称	様式	部数	提出期限
商用水素ステーション 整備支援事業費補助金 に係る状況報告書	規則の別 記様式第 2	1	1 事業実施状況報告書	様式第5	1	知事が別に定 める日

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定により提出する書類は、別表第2に定めるところによる。

(補助金の請求)

第12条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき 書類の名称	様式	部数	提出期限
商用水素ステーション 整備支援事業費補助金 請求書	様式第7	1	額の確定通知書の写		1	知事が別に定 める日

(現地調査)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは現地調査を実施するものとする。

(証拠書類の保存)

第14条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者が法人である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(財産の処分制限期間)

第15条 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

- 2 規則第24条第1項の規定による知事の承認を受けようとする場合には、関係書類を添えて財産処分承認申請書（様式第8）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定により知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(決定の取り消し)

第16条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示もしくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき

(補助金の返還)

第17条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(普及促進に関する協力)

第18条 知事は、水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対して水素供給設備等の普及に資する資料等の提供及び県の取組への協力を要請することができる。

- 2 補助事業者は、知事が必要な範囲内において前項の要請をした場合は、これに協力しなければならない。

(暴力団の排除)

第19条 栃木県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第6条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。

- 2 知事は、必要に応じ補助金交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 前項の規定による処分に関しては、第16条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成31（2019）年4月1日から施行する。

この要領は、平成31（2019）年4月1日から令和2（2020）年3月31日までに当該設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から令和4（2022）年3月31日までに当該設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までに当該設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までに当該設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

附 則

この要領は、令和7（2025）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までに当該設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

別表第 1

	提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
1	商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付申請書	様式第 1	1	知事が別に定める日
2	商用水素ステーション整備支援事業費補助金債権者登録申出書	様式第 1 の別紙 1	1	
3	商用水素ステーション整備支援事業費補助対象経費		1	
4	申請する施設に係る設備の仕様書		1	
5	対象設備の設計図面		1	
6	周辺地図		1	
7	栃木県税に係る納税証明書（直近 2 年分）		1	
8	補助事業の実施体制及び責任分担を明示する書類（連名で申請する場合のみ）		1	
9	経済産業省補助金の交付申請書（写し）及び添付書類（写し）		1	
10	経済産業省補助金の交付決定書（写し）		1	
11	その他知事が特に必要と認める書類		1	

別表第 2

	提出すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
1	商用水素ステーション整備支援事業費補助金実績報告書	様式第 6	1	事業完了後、完了日から起算して30日を経過した日、又は事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日
2	請求書（写し）		1	
3	請求明細書（写し）		1	
4	領収書（写し）又は金融機関発行の振込証（写し）		1	
5	設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証（写し）		1	
6	取得した設備の写真		1	
7	完成図書		1	
8	工程表		1	
9	経済産業省補助金の実績報告書（写し）に提出した書類（写し）		1	
10	上記1～7以外の経済産業省補助金の実績報告に係る書類一式（写し）		1	
11	経済産業省補助金の額確定書（写し）		1	
12	その他知事が必要と認める書類		1	

様式第 1（第 3 条関係）

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称

代表者氏名

連絡担当者氏名

電話

（申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付申請書

年度商用水素ステーション整備支援事業について、商用水素ステーション整備支援事業費補助金 円を交付されるよう、栃木県補助金等交付規則第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（別記様式第 1 号）
- 2 債権者登録申出書（様式第 1 の別紙 1）
- 3 ○○○

様式第 2（第 7 条関係）

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称

代表者氏名

連絡担当者氏名

電話

（申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日栃木県指令 第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記により事業内容を変更いたしたく、商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付要領第 6 条の規定により、承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（添付書類）

変更後の事業計画書（別記様式第 1）

様式第 3（第 8 条関係）

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称

代表者氏名

連絡担当者氏名

電話

（申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金事業中止（廃止）
承認申請書

年 月 日栃木県指令 第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記により事業を中止（廃止）いたしたく、商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付要領第 7 条の規定により、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称

代表者氏名

連絡担当者氏名

電話

（申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金事業遅延等報告書

年 月 日栃木県指令 第 号で交付の決定の通知があった事業について、下記のとおり事故があったので、商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付要領第 8 条の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因（事故の発生を立証する書類を添付すること。）
- 4 事故に対する措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

様式第 5 （第 1 0 条関係）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金事業実施状況報告書

(申請者)
名称

年 月 日

事業	補助金額（A）	実施状況		事業着手日	事業完了予定日	備考
		出来高率（B）	経費率（A×B）			
商用水素ステーション設備の整備	（千円）	（%）	（千円）			

様式第 6（第 1 1 条関係）

年 月 日

栃木県知事

様

(申請者)
住所
名称
代表者氏名
連絡担当者氏名
電話

(申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入)

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金実績報告書

商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付要領第 1 1 条に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況
(1) 事業の実施主体

(2) 工事期間
(工事期間) 年 月 日～ 年 月 日
(完了年月日) 年 月 日

(3) 事業費の内訳

区分	数量	単位	金額	内訳
設備機器費			(円)	
設計費				
設備工事費				
工事負担金				
経費・管理費				

※根拠となる資料を添付すること。
※当該年度中に軽微な変更を行った場合は、事業内容欄にその変更内容が分かるように記載し、事業費欄及び事業費の内訳欄は二段書き（上段に変更前、下欄に変更後）とすること。

2 収支計算
(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額 (ア)	精算額 (イ)	比較増減 (ア－イ)	備考
自己財源				
経済産業省補助金				
県補助金				
その他 ()				
合計 (A)				(B) と一致

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額 (ア)	精算額 (イ)	比較増減 (ア－イ)	備考
設備機器費				
設計費				
設備工事費				
工事負担金				
経費・管理費				
合計 (B)				(A) と一致

※県補助金について、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第 7（第 1 2 条関係）

年 月 日

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金交付請求書

金 円

年 月 日栃木県指令 第 号で額の確定通知があった商用
水素ステーション整備支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう栃木県補
助金等交付規則第 1 8 条の規定により請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

請求者 住所
名称及び代表者氏名
(申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入)

※口座情報

住所	〒
電話番号	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
金融機関名	銀行・金庫・組合
店舗名	支店・支社・出張所
口座番号	
口座名義人	
口座名義人 (ｶﾅ)	

様式第 8（第 1 5 条関係）

年 月 日

栃木県知事

様

（申請者）

住所

名称

代表者氏名

連絡担当者氏名

電話

（申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金に係る取得財産等の
財産処分承認申請書

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金により取得した財産
を、下記のとおり処分したいので、商用水素ステーション整備支援事業費補助金交
付要領第 1 5 条の規定により承認を申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

2 取得価格及び時価

3 処分の方法

4 処分の理由

年 月 日

（申請者）
住所
名称
代表者氏名
連絡担当者氏名
電話
（申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入）

年度商用水素ステーション整備支援事業費補助金債権者登録申出書

このことについて、次のとおり申し出ます。

住所	〒
電話番号	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
金融機関名	銀行・金庫・組合
店舗名	支店・支社・出張所
口座番号	
口座名義人	
口座名義人（加）	